

蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ及び役務の提供等の調達契約並びに物品の売払い契約（以下「調達契約等」という。）から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 業者選定審査会等 蒲郡市資格審査会及び蒲郡市物品納入等業者指名審査会をいう。
- (3) 排除措置 第4条及び合意書に規定する排除措置に基づき行う、競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (4) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (8) 暴力団員等 暴力団の構成員又は暴力団との関係を有し、暴力団の威力を利用して暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者をいう。

(報告等)

第3条 各課長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときその他必要と認めるときは、第1号様式により、総務部

長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた総務部長は、合意書3(1)に基づき、蒲郡警察署長に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、業者選定審査会等の審議を経て別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、排除措置を行ったときは、第2号様式により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 4 総務部長は、第1項の規定により、排除措置を行ったときは、第3号様式により、遅滞なく各課長に対して通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 契約担当課長は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

- 2 契約担当課長は、入札参加の資格確認を受けた者が入札参加の資格確認を受けた日から開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該入札への参加資格確認を取り消すものとする。
- 3 契約担当課長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。
- 4 契約担当課長は、前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 契約担当課長は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

- 2 契約担当課長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 契約担当課長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。
- 4 契約担当課長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定によ

り調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 契約担当課長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ業者選定審査会等の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 契約担当課長は、調達契約等の相手方が排除措置（別表第7項の規定によるものを除く。次条において同じ。）を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(排除措置の解除等)

第9条 総務部長は、排除措置業者から第4号様式による排除措置の解除の申出があったときは、蒲郡警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により、改善が認められるときは、業者選定審査会等の審議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、第5号様式により通知するものとする。

4 総務部長は、第2項の規定により、排除措置の解除を行うときは、各課長に対して、第6号様式により通知するものとする。

(調達契約等に係る妨害及び不当要求に対する措置)

第10条 市長は、調達契約等の履行に当たり、その相手方が暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、当該相手方に対し、その旨を市長に報告し、警察に届け出るよう指導するものとする。

(警察署長との連携)

第11条 総務部長は、本要綱の運用にあたっては、蒲郡警察署長との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に「蒲郡市が行なう契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づき排除措置を受けている者は、「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき排除措置を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）</p>
<p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
<p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>
<p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>

<p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>
<p>7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間</p>

第1号様式（第3条関係）

蒲 号 外
年 月 日

総務部長様

部 課長

疑義事実報告書

「蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実			
備考			

第2号様式（第4条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

印

排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

本市で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

(2) 契約の締結及び解除

貴社（殿）との調達契約等は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との調達契約等を解除することがあります。

4 その他

上記2の排除措置理由となった事実が改善された場合は、第4号様式「排除措置解除申出書」により、蒲郡市長に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

注 「蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」別表第7項による措置を行う場合は、「1 排除措置期間」のうち（ ）内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」並びに「4 その他」の文言は不要とする。

第3号様式（第4条関係）

蒲 号 外
年 月 日

各課長 様

総務部長

排除措置通知書

「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので通知します。

記

- 1 排除措置業者
（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）
- 2 排除措置期間
年 月 日から 年 月 日まで
（ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）
- 3 排除措置理由
- 4 排除措置内容
 - (1) 競争入札等への参加
本市で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争から原則として排除措置業者を排除するものとします。
 - (2) 契約の締結及び解除
排除措置業者との調達契約等は原則として締結しないものとします。また、現在締結中の排除措置業者との調達契約等を解除することができます。

注 「蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」別表第7項による措置を行う場合は、「2 排除措置期間」のうち（ ）内及び「4 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」の文言は不要とする。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

（署名又は記名押印）

排除措置解除申出書

私は、年 月 日付 蒲 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

第5号様式（第9条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

印

排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付排除措置解除申出書により、申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）

第6号様式（第9条関係）

蒲 号 外
年 月 日

各課長 様

総務部長

排除措置解除通知書

年 月 日付 蒲 第 号の排除措置通知書により排除措置を受けた下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。

記

排除措置を解除する相手方
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)